

オンライン資格確認システム導入について

当院では、[マイナンバーカード](#)を利用したオンライン資格確認を行っております。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードと顔認証（又は暗証番号）により[健康保険証](#)として利用できます。なお、従来どおり窓口で保険証を提示していただくことも可能です。

また、患者様の同意により以下のことが可能になります。

- ・ 限度額適用認定証の発行を事前に保険者に申請しなくても、自動的に限度額以上の医療費を窓口でご負担して頂く必要がなくなります。
- ・ 受診歴や特定健診の情報、服用している薬剤情報を医師がオンラインで確認できるようになります。

当院では、これらの情報を取得・活用することでより適切で迅速な医療の提供に努めてまいります。

診療報酬のご案内

◆ 2023年4月より、保険医療機関にオンライン資格確認システムの導入が原則として義務付けられること等を踏まえ、令和4年10月以降、医療デジタルフォーメーションの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価が新設されます。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（月1回）

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1、 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 | 4点 |
| 2、 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得した場合 | 2点 |